

形式：対面セミナー（配信あり）

補足： オンライン配信を実施します。会場での受講が難しい場合はオンラインでご受講ください
（録画配信となります。配信開始は開催後 3 営業日以内。配信期間は 10 日間程度）

ジャンル：食品

講習会コード： t d s 2 0 2 5 0 2 2 1 s 1

食のグローバル化が進む今、欠かせない知識——刻々と変化する諸外国の食品添加物・食物アレルギーに関する最新のレギュレーション、海外情報の収集方法、輸出入におけるトラブル事例・回収(リコール)事例について分かりやすくご紹介します。

世界各国の食品添加物と食物アレルギーの法規制

～最新情報・収集方法、添加物/アレルギー表示の国別比較、輸出入とトラブル事例～

講師： シッフズジャパン 代表 鈴木 幸雄 氏

1973 年名古屋市立大学薬学部薬学研究科修士課程終了、1977 年京都大学医学研究科・医学博士号取得。1977 年より 11 年間、大学で医学の基礎研究に携わった後、1988 年より 12 年間、製薬会社にて新薬開発、薬事申請業務を担う。2000 年に三栄源エフ・エフ・アイ(株)取締役就任（新規食品添加物申請業務）、2002 年 ILSI Japan 食品アレルギー研究部会長（アレルギー表示）、2010 年-21 年 内閣府食品安全委員会・食品安全モニター。2009 年より現職。世界の食品/添加物/アレルギーの法規制に関するコンサルティングや講演、飲料・素材メーカーとの共同研究、食品添加物及び飼料添加物に関する行政への要請業務、論文発表など、食品と医薬品領域の豊富な経験と人脈を土台に活動を行う。

- 日程 2025 年 2 月 21 日（金）10:30～16:30（お昼休憩 1H を含む）
- 会場 東京都内中心部で調整しております。 ※お手数ですが、会場については HP でご確認ください
- 受講料 36,300 円（税込/テキスト付） ※12/21（土）までにお申込の場合、**29,040 円（2 割引）**となります

1. 食品添加物の法規制

a. 基本情報

- ① 最新海外情報の収集方法
- ② コーデックス食品分類と認可食品添加物リスト

b. 最新情報

- ① コーデックス食品添加物部会（加工助剤）
- ② FSANZ---ココナッツミルクの食品分類を変更
- ③ アセアンの動き
 - ・統合とその後（TPP-11, RCEP）
 - ・経済と厚生指標
 - ・食用色素の認可比較
- ④ 中国：食品安全法実施条例
- ⑤ 米国：病原菌低減処理とバクテリオファージ、大豆レグヘモグロビン
- ⑥ EU：統合と英国離脱、日英・日 EU EPA、

c. 食品・食品添加物の規格基準

- ① 国際標準：コーデックス
- ② 欧米：EU、英国、米国
- ③ 北東アジア：日本、中国、韓国、台湾
- ④ 東南アジア：マレーシア（ハラールの現状等）、シンガポール、フィリピン、タイ、インドネシア（納豆テンペ等）、ベトナム（機能性表示食品、即席麺）
- ⑤ 豪・NZ
- ⑥ インド
- ⑦ ブラジル（メスコスール）

d. 具体的な事例紹介

- ① ケーススタディ：各国間の食品添加物比較（コーデックス食品分類、農水省 HP）
 - ・即席めん
 - ・炭酸飲料
 - ・調理冷凍食品
- ② 食品輸出入における食品添加物のトラブル事例
 - ・マレイン酸含有澱粉
 - ・違法着色料含有黒胡椒豆腐
 - ・安息香酸エステル含有即席麺
 - ・台湾冷凍麺の二酸化塩素

2. 食物アレルギーの法規制

a. 基本情報：トレランスとクローン選択

b. 最新情報：コーデックス（CCFL）アレルギー表示作業の動向

c. 食物アレルギーのリスク評価

- ① 日本（判断樹と検知法、症状誘発確率）
- ② 米国
- ③ EU（表示免除）
- ④ WHO（規制量の推奨）

d. 食物アレルギー表示品目の比較

- ① コーデックス、EU、スイス、豪/NZ、米国、カナダ
- ② 日本、韓国、中国、香港、台湾
- ③ シンガポール
- ④ アラブ首長国連邦

e. アレルゲン食品の回収（リコール）事例

- ① FDA（米国）
- ② FSA（英国）

講演概要：

本講演では【食品添加物の法規制】として、最新の海外情報の収集法、アセアン・欧米の動向を説明する。次に、欧米、北東アジア、東南アジア、更にはインド、ブラジルの食品法規制の枠組みをコーデックスの個別食品規格の様式に従って説明する。具体事例として、即席めん、炭酸飲料、調理冷凍食品を取り上げる。また、輸出入における食品添加物のトラブル事例も紹介する。【食物アレルギーの法規制】では、日本、米国、EU の食物アレルギーのリスク評価を説明し、食物アレルギー表示品目の国別比較から、法規制の相違について確認する。最後に、近年の英国と米国のアレルギー食品の回収（リコール）事例を紹介する。